

岡崎市スポーツ施設配置整備方針検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 岡崎市スポーツ推進計画に基づき、本市における岡崎市スポーツ施設配置整備方針を策定するにあたり、計画的な施設整備の方針及び充実、また老朽化した施設や設備の改修計画などを検討するため、岡崎市スポーツ施設配置整備方針検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本委員会は、次の事項について検討する。

- (1) 市内スポーツ施設の配置及び充実に関すること。
- (2) 市内スポーツ施設、スポーツ設備の改修に関すること。
- (3) その他委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、6人以内の委員で組織する。

(委員)

第4条 委員は、学識経験者、市内スポーツ団体の代表者、一般市民の中から、市長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、平成28年7月31日までとする。

- 2 委員が欠けた時は、委員を補充することができる。なお、補充委員の任期は、前任者の残存期間とする。

(会長等)

第6条 委員会には、委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことはできない。
- 3 委員長は、委員会が必要と認めた場合、意見を聞くため、構成員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 委員会の公開に関しては、「岡崎市附属機関等の会議の公開に関する要領」による。

(庶務)

第8条 委員会に関する庶務は、市民生活部市民スポーツ課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、この委員会において協議し定める。

附 則

この要領は、平成27年8月14日から施行する。